

## 狩猟免許の更新試験について

狩猟免許の更新を受けようとする方は、適性試験を受けなければならない、また、講習会を受ける必要がありますので、次の申請書類等をお住まいの住所地を管轄する下記（Ⅱ）の県の出先機関へ提出ください。

### （Ⅰ） 提出書類

#### ① 狩猟免許更新申請書（第13号様式）

- ア) 別添の記入例を参考に、申請書はなるべく両面印刷で作成し、黒ボールペンで必要事項を記入してください。鉛筆書きや消せるボールペンを使用した申請書は受け付けません。訂正箇所は必ず二重線で消してください。訂正印は不要です。
- イ) 使用している猟具の番号に○をつけてください。
- ウ) 猟銃を所持している場合は、銃砲所持許可証の番号と交付年月日を記入してください。
- エ) 申請書の右上部分枠に受験希望日・会場を記入し、側に写真を貼って提出してください。
- オ) 沖縄県収入証紙を貼付してください。

#### ② 写 真 1 枚

- \* 申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cmのもの、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。

#### ③ 手数料

- ア) 1申請当たり 2,900円の沖縄県収入証紙を貼ってください。
- イ) 2種類以上の狩猟免許所持者は、更新する免許の種類数×2,900円分の沖縄県収入証紙を貼ってください。(例：2種類の狩猟免許を更新する方は5,800円分の証紙を貼付)  
\* 収入印紙とお間違えのないようご注意ください。

#### ④ 銃砲所持許可証の写し（住所のページのコピー1枚を添付）

- \* 第1種銃猟免許所持者又は第2種銃猟免許所持者のみ添付

#### ⑤ 医師の診断書（次の者は診断書を添付）

- ア) 網猟免許・わな猟免許のみの所持者
- イ) 第1種銃猟免許所持者又は第2種銃猟免許所持者で何らかの事由により、銃砲所持許可証

のコピーが提出できない者

- \* 網猟・わな猟免許と第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の両方を所持している者で、銃砲所持許可証の写しを添付している者は、医師の診断書は必要ありません。
- \* 医師の診断書が1週間ほどかかる場合もあるので早めの受診をお勧めします。

## (II) 申請書類の提出先（県の出先機関）

住所地	申請書類の提出先
<b>【本島】</b> 恩納村・金武町 以北 <b>【周辺離島】</b> 伊江村、伊平屋村、伊是名村	<b>沖縄県北部農林水産振興センター 森林整備保全課</b> TEL：0980-52-2832 住所：〒905-0015 名護市大南 1-13-11
<b>【本島】</b> 読谷村・うるま市 以南 <b>【周辺離島】</b> 渡嘉敷村、座間味村、粟国村、 渡名喜村、久米島町、 北大東村、南大東村	<b>沖縄県南部林業事務所</b> TEL：098-941-2583 住所：〒900-0029 那覇市旭町 116-37 沖縄県南部合同庁舎 5階
宮古島市・多良間村	<b>沖縄県宮古農林水産振興センター 農林水産整備課</b> TEL：0980-72-2365 住所：〒906-0012 宮古島市平良字西里 1125
石垣市・竹富町・与那国町	<b>沖縄県八重山農林水産振興センター 農林水産整備課</b> TEL：0980-82-2342 住所：〒907-0002 石垣市字真栄里 438-1

ア) 窓口への申込みは、土日祝祭日及び6月23日（慰霊の日）を除く8時30分～16時30分（12時00分～13時00分を除く）までとなります。ただし、書類の確認や不備等がある場合には修正等に時間を要するため、余裕をもって窓口にお越しください。

イ) 申請書類の提出締切日は、各地区の試験会場ごとに異なっております。試験会場ごとの提出締切日については、(一社)沖縄県猟友会が通知しますので、希望する受験日・会場の提出締切日を十分にご確認の上、期限内に、直接又は郵送により提出してください。

※郵送の場合、提出締切日の消印は有効とします。

ウ) 提出締切日を過ぎた場合は、申請書に記載した希望受験日・会場を変更し、変更した受験日・会場の提出締切日までに提出してください。

### (Ⅲ) 免許更新試験について

- ア) 狩猟免許の更新試験は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 48 条第 1 号に掲げる事項に係る適性試験（視力・聴力・運動能力についての適性検査）を行います。
- イ) 適性検査は、狩猟免許更新者講習会と併せて行いますので、当該講習会も受講してください。なお、更新講習会については、県が業務委託した（一社）沖縄県猟友会が行います。

### (Ⅳ) 狩猟免状について

- ア) 更新した新しい狩猟免状は、更新前の免状と引換えに交付することとなっておりますので、更新前の免状については以下①、②のいずれかの方法で提出してください。
  - ①新しい免状の交付を郵送で希望する場合  
更新前の免状を、令和 8 年 9 月 11 日（金）までにお住まいの住所地を管轄する（Ⅱ）の出先機関へ提出してください。申請書類と一緒に、又は講習会場にて提出していただいても構いません。新しい免状は、更新前の免状の提出を確認した後、9 月下旬頃に郵送します。
  - ②新しい免状の交付を直接手渡しで希望する場合  
事前に連絡をし、更新前の免状をお持ちのうえ、令和 8 年 9 月 11 日（金）に県自然保護課へお越しください。更新前の免状を確認後、直接、新しい免状を交付いたします。
- イ) 過去 3 年以内に、住所又は氏名を変更し、届け出ていない者は、更新申請書類と併せて、住所等変更届出書（第 3 号様式）、狩猟免状原本、住民票 1 通（又は運転免許証の写し）を（Ⅱ）の出先機関へ提出して下さい。更新する狩猟免状において、変更した住所又は氏名を書き換えます。